

判決年月日	平成２９年１２月２６日	裁判所	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成29年（行ケ）第10029号		
○ 名称を「エチレンー酢酸ビニル共重合体ケン化物ペレット群及びその用途」とする発明について、実施可能要件，サポート要件，進歩性につき，判断と誤りを認め，審決を取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 36 条 4 項 1 号, 6 項 1 号, 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2016-800013 号, 特許第 4580627 号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「エチレンー酢酸ビニル共重合体ケン化物ペレット群及びその用途」とする発明に係る特許の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、①新規性の有無、②進歩性の有無、③実施可能要件違反の有無、④サポート要件違反の有無、⑤明確性要件違反の有無である。

審決は、本件特許が、前記争点に係る要件をいずれも充足するとして、無効審判請求を不成立とした。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、実施可能要件、サポート要件、進歩性についての判断の誤りを理由に、審決を取り消した。

(1) 本件発明は、成形時にエチレンー酢酸ビニル共重合体ケン化物（EVOH）層界面での乱れに起因するゲルの発生が抑制された成形性に優れたEVOHペレット群及びそれに用いた積層体に関するものであるとされているところ、被告は、「EVOH層の界面での乱れに起因するゲル」は、従前から知られていた「熱架橋ゲル」とは異なる「不完全溶解EVOH」によるものであると主張するが、本件明細書には、その旨記載されておらず、そのような技術常識が存したとも認められないから、「EVOH層の界面での乱れに起因するゲル」が「不完全溶解EVOH」によるものであると認めることはできない。

したがって、「EVOH層の界面での乱れに起因するゲル」の意義は明らかでないというほかなく、本件特許出願時の技術常識を考慮しても、「成形物に熔融成形したときにEVOH層の界面での乱れに起因するゲルの発生がなく、良好な成形物が得られる」という本件発明の課題は、理解できないから、本件明細書の記載は、特許法施行規則24条の2の規定に適合せず、実施可能要件を充足しない。

(2) 被告は、本件発明は、新規な解決手段により、「不完全溶解EVOH」に起因する界面での乱れによるゲルの発生という斬新な課題を抑制することができるという特別な効果を得るものである旨主張するが、この課題は、本件明細書及び技術常識から理解することができないから、本件明細書の記載は、サポート要件を充足しない。

(3) 本件発明は、甲1発明（特開2000-63538号公報）と対比すると、篩の目開き及び篩分けされる微粉の重量において異なるところ、甲1発明と甲3（「プラスチック

ペレットにおける微粉・ストリーマーの詳細を測定するための試験方法」欧州物流機械産業連盟（F E M））に記載された事項を組み合わせることで本件発明の構成に至る動機付けがある。また、本件発明の効果は、当業者が予測可能なものであり、格別のものであるとはいえない。

したがって、本件発明は、甲 1 発明及び甲 3 に記載された事項から当業者が容易に発明をすることができたものであって、進歩性を欠く。